

変化する「家族」のありようを考える

長寿社会の現代、シニアの皆さんは元気いっぱい、毎日イキキと過ごしている人がたくさんいますよね、自分の親も……なんて思っていないですか？ 永く健康でいてほしい……ですが、人生何があるかわからないのが現実です。親世代が「高齢者」になってくる30代～40代の将来設計には、いざというときの親の介護・同居・相続など、デリケートな要素が大きく影響します。「便利がないのは元気の証」とばかりに親とのコミュニケーションが少なくなっているいませんか？ 親がどんな老後を過ごしたいか、

聞いてみたことはありませんか？ 同居や相続のトラブル、ウチには関係ないから……なんて思っていないですか？ 備えあれば憂いなし、年々変化する家族のありよう柔軟に対応するためには、普段から親世代・子世代のコミュニケーションが不可欠！ と語るのは、同居や相続の問題を多数解決してきた、清水あゆみさん。今回は専門家のアドバイスを受けて、普段口には出しにくい、でもとっても大切な「親の将来」を考える特集です。



同居や相続で気をつけたいこと、お話しします。

教えて！専門家さん！

清水あゆみさん
(相続プロ) 相続手続支援センター 専門相談員
ファイナンシャルプランナー 宅建建物取引主任者
二級建築士

どうする？ 親世代・子世代の住まい

- 記者(以下:記) 30代前後になるとマイホームを考える人は多いですが、親の将来も考えて計画を、というのが清水さんの持論ですね。
- 清水さん(以下:清) はい、マイホームを考えるときは、自分や配偶者の通勤や子どもの通学、生活の利便性を重視しがちですが、もうひとつ考えたいのが「将来親が自力で生活できない、またはいなくなったときに親の住居をどうするか」なんです。
- 記 親がいなくなったあとの実家のことですか？
- 清 ちよっと飛躍した話に聞こえるかもしれませんが、日本では高齢者の一人暮らし世帯が増えています。なにかがなくて無人になった空き家や、放火事件や近隣住民とのトラブルが起きている……という問題もよく起きています。ですから、将来住み手がなくなるかもしれない親の住居をゆくゆくは誰かが使うのか、それとも処分するのを考えておくのはとても大事です。
- 記 それは心配ですね。ですが、どうして家を建てる前に考えるのがいいんですか？
- 清 家を建てるときには、資金計画のため

- に家計の見直しや将来のライフプランを考えますよね。そのタイミングで一緒に親の老後の生活や介護のことも考えておく、ローンを組むときにもよりリスクを抑えた選択ができるでしょうし、デリケートな話題ですが、親とも話しやすいと思います。
- 記 なるほど。すると「親と同居」というのは、「親の家」問題の有効な解決策でしょうか。
- 清 そうですね。親の住居にそのまま住む、二世帯住宅にリフォームまたは新築するなど、様々な選択肢があります。子世帯は家事や育児の援助が期待できたり、住宅のリフォームや新築など、金銭面で支えも期待できるというメリットがありますね。
- 記 一緒に暮らす親世帯も、もしものとき安心ですね。
- 清 もちろん、親と子ではライフスタイルや働き方、教育観などの違いがありますから、お互いの考えを理解し、尊重しあうことは絶対条件です。「親だから、子どもだから」と甘えの気持ちがあると、二世帯同居はうまくいかないようですね。

親世代の将来どうするの？

同居、相続、税金……他人事ではありません。

思わぬ落とし穴！同居・相続の「困った！」例

親世帯・子世帯が同居する前にクリアすべきポイントがあると話すのは、二世帯同居による相続のトラブルをよく知る清水さん。「子どもが複数の場合、同居する子と別居の子で、相続について事前の

話し合いがない、そして「親が居住する不動産以外に相続財産がない」の2点がよく問題になるそう。ここではよくあるトラブルを例に、それを回避するポイントをご紹介します。

CASE1 同居して、親の介護もしたの！

Aさんは奥様の介護と同居中、父親はAさん家族のために家をリフォームしましたが、不動産の名義は父親のまま。はたか父親は介護が必要になりましたが、数年後に父親が亡くなるまで誰が介護していたのか、しかも父親の葬儀のあとで、借金に暮らす娘のBさんから「お父さんの遺産はキツク分けてほしい、お母さんは長女だからって少く分けてほしい」と……。そんなことを言われても、同居してずっと父親の生活を支えたのは自分の家だし、父親の遺産は今住んでいる家と土地、わずかな現金だけで分けようにも分けられない。介護もしたかったのに均等に配分をと言われても、納得できません！

TOP100問題！ 清水さんの「視点」

財産が住んでいる家と土地だけならめんどいと思われがちですが、自宅は分割することができないのでトラブルが多発しやすいとします。この場合、同居をはめる前にAさん夫婦と父親で、介護や相続について話し合う機会を設けるべきです。その上で父親に「介護もしてあげるA子に家と土地、少ないが現金は別に出したB子に……」という「遺言状」を作成してもらえば、このような問題は避けられます。

CASE2 親の敷地に新築した家が……

予算の問題で、再婚が誓うる家の間にマイホームを建てたBさん。再婚が誓うる家は新しい幹線道路が近くを通った影響で、ここ数年地価が上がっていった父親が突然変死で他界。再婚もショックで鬱込んでしまいました。落ち着かない毎日を送るBさん。同じに住居のBさん(長女)が見かねてBさん(再婚)に住居のBさん(長女)が見かねて遺産分前の対象だよね、あのあたりは今売れば高値がつくよと言うのです。新築した建物はBさんの名義で、建てたときの土地の所有権は父親のまま……父親は生前贈与もかけておらず、残った財産は土地と母親が暮らす古い建屋だけ、自分の家は新築したばかりだし、誰かに奪われています。

TOP100問題！ 清水さんの「視点」

家を建てる前にBさんが新築する「敷地」を父親から「生前贈与」されているのは、この問題は回避できましたね。現在、生前贈与にはさまざまな特約があります。土地の贈与以外にも、「住宅資金」の優遇を受けたい新築すれば贈与が相続税の優待もあるの、税務士に事前に相談して活用してください。

問題を先送りしない 気持ちが大切

あまり表面化しないものの、前述したような例を見ると意外に身近な問題といえる同居や相続。仲の良い親族が面倒なことを押し付けあったり、金銭の取り合いに発展してしまうとしたら、悲しいですよね。そんなトラブルを招かないためには、まず親世代が体力・気力とも十分なうちに「自分の老後はこう過ごしたい、子どもたちに残すものはこのように受け継いでほしい」とはっきりした意思を持つことが大切、と清水さんは話します。それを子どもたちにも説明して、後でもめる原因を排除しておくことが重要、と、とくに現代は「跡取りが相続して、代々の財産を守るべき」という地方の慣習と、戦後の民法改正によって浸透した「相続権のあるものが法律に従って均等に配分する」という知識の狭間でトラブルになる例が多発し、法律の専門家に相談する人も多いそうです。



頼れる専門家と、将来のプランを考える

そうはいっても、相続のことは難しい……そんな人の心強い味方になってくれるのが、今回様々なアドバイスしてくれた清水あゆみさんが所属する「相続プロ・相続手続支援センター」。同居や相続に関するあらゆる相談が可能です。5月12日(土)には「三井のリフォーム」と共同で二世帯住宅へのリフォームや新築を想定した「家と家族の未来」を考えるセミナーを開催予定。この記事で「人ごとじゃない!」と思ったアナタ、一度参加してみたいはいかが？

●「家と家族の未来」セミナー
5月12日(土) 三井のリフォーム上田店にて
■20-677331 ※事前予約が必要ですよ

「同居」「相続」「税金」…。5年後・10年後のコト、先延ばしにして大丈夫？

「家と家族の未来」を考えるセミナー

5/12(土)

開催日 5/12(土) 会場 三井のリフォーム 上田店

セミナー第一部
13:30~15:30
「家と家族の未来」を考えるセミナー
講師/相続PRO 相続手続支援センター相談員 清水あゆみ

セミナー第二部
15:30~16:30
リフォーム相談会
参加費無料 30名限定・要予約

こんなことで悩んでいませんか？

- 実家に戻って親と同居したい。でも実家は古い建物で不便だし、相続がきたら……
- 子どもが家を建てるので、資金面で援助をしたい。でも贈与がよくわからない……
- なにかと気を使いそうなお二人世帯で、どうやらお互い気持ちよく暮らせる？

など、大切な住まいと家族、そしてお金の疑問をプロがわかりやすく解説。リフォーム相談会も同時開催します。家族の幸せな未来を考える貴重な機会。人数限定です。ので、お早めにお申し込みください。

「リフォーム世代」へ
私たちは、人生を欲する人のことを、リフォーム世代と呼びます。

Before After

リフォームとは、その場所で、いまの暮らしを超えること。

あなたの夢の、みんなのこと、こんなこと、ぜんぶ解決します。

三井のリフォーム 上田店

お申し込み・お問い合わせはお電話にお気軽ください

長野中央ホーム株式会社 ☎0120-677331
http://www.mitsuhome-nagano.co.jp/reform/ ケータイからは…0268-28-8277